

議案第 12 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する  
条例

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 16 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 教育委員会は、多目的サービスとして、図書等の貸出しを行うサービスを住民に提供するものとする。

第 3 条第 1 項中「規則」の次に「（前条第 2 項に規定する多目的サービスにあつては、教育委員会規則。以下同じ。）」を、「市長」の次に「（同項に規定する多目的サービスにあつては、教育委員会。以下同じ。）」を加える。

第 4 条第 3 項を次のように改める。

- 3 市長は、本人確認等をする事ができたときは、多目的サービスに係る情報の記録をした上で、申請者に当該多目的サービスに係る情報の記録をした住基カードを返還するものとする。この場合において、市長は、当該多目的サービスが暗証番号を用いるものであるときは、申請者に規則で定めるところにより暗証番号の設定をさせるものとする。

第4条第4項中「をするとともに、暗証番号の設定」を「(当該多目的サービスが暗証番号を用いるものである場合にあっては、多目的サービスに係る情報の記録及び暗証番号の設定)」に改め、同条第6項中「市長は、」の次に「申請者が」を加え、「受ける」を「する」に改める。

第7条中「多目的サービスの」を「多目的サービス(第4条第3項後段又は第4項後段の規定により暗証番号が設定されたものに限る。)の」に、「第4条」を「同条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。

(市川市手数料条例の一部改正)

2 市川市手数料条例(平成11年条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表税関係手数料の表備考中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に改める。

(市川市印鑑条例の一部改正)

3 市川市印鑑条例(昭和52年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書及び第2項第3号中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改める。

第12条第2項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、「住基カード条例第4条第3項又は第4項に規定する」を削り、同条第4項中「第2条の」を「第2条第1項の」に、「同条第1号イ」を「同項第1号イ」に、「第2条第1号イ」を「第2条第1項第1号イ」に改め、「住基カード条例第4条第3項又は第4項に規定する」を削る。

## 理 由

住民サービスの向上を図るため、住民基本台帳カードを利用して提供するサービスとして、図書等の貸出しを行うサービスを加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。